

公立大学法人埼玉県立大学予算規程

平成22年4月1日

規 程 第 6 1 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学会計規則（平成22年規則第30号。以下「会計規則」という。）第13条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における予算の編成、執行等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において予算とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27条第1項に規定する年度計画に基づき、事業年度における教育研究その他業務運営に関する計画を計数化したものをいう。

第2章 予算の編成

(予算編成方針)

第3条 理事長は、予算の編成にあたり具体的な考え方を示した予算編成方針を策定する。

2 理事長は、予算編成方針の策定にあたっては、経営審議会の審議の後、理事会の議を経なければならない。

3 理事長は、予算編成方針を策定後、会計規則第11条第1項に規定する予算責任者に通知する。

(予算案の作成)

第4条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、年度計画の実施に必要な予算案を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 予算責任者は、予見し難い支出予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を予算案に計上することができる。

(年度計画予算の決定)

第5条 理事長は、予算責任者から提出された予算案を調整し、経営審議会の審議の後、理事会の議を経て、年度計画予算として決定しなければならない。

第3章 予算の配分

(年度計画予算の配分)

第6条 理事長は、年度計画予算を予算責任者に配分し、その旨を通知する。

2 理事長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

第4章 予算の執行

(予算執行計画)

第7条 予算責任者は、配分された年度計画予算に関する執行計画を作成し、これを理事長に提出しなければならない。

(予算執行状況の報告)

第8条 予算責任者は、理事長の求めに応じ、予算執行状況について適宜報告しなければならない。

第5章 予算の変更

(予算の修正)

第9条 理事長は、法人の運営状況を勘案し、必要があると認められる場合は、経営審議会の審議の

後、理事会の議を経て、予算を修正することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、緊急かつやむを得ない理由により、経営審議会の審議又は理事会の議を経ることが困難な場合は、これを省略することができる。この場合、決定した修正予算を次の経営審議会又は理事会に報告し、追認を得るものとする。

3 理事長は、修正予算を決定した場合は、予算責任者に配分し、その旨を予算責任者に通知する。
(予算の流用)

第10条 予算責任者は、別に定める予算科目（以下「予算科目」という。）の中区分以上の変更を伴う予算の流用を行う必要が生じた場合は、理事長に申請することができる。

2 理事長は、流用を決定した場合は、予算責任者に変更する予算を配分し、その旨を通知する。

3 理事長は、予算科目の大区分を変更して予算を流用する必要がある場合は、あらかじめ理事会の議を経なければならない。

4 予算責任者は、予算科目の中区分の変更を伴わない変更については、予算を流用することができる。

(予備費の充当)

第11条 第9条の規定は、各予算科目への予備費の充当の手続きについて準用する。この場合において、同条第1項中「予算を修正」とあるのは「予備費を充当」と、同条第2項及び第3項中「修正予算」とあるのは「予備費の充当」と読み替えるものとする。

第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第12条 予算責任者は、予算の繰越をする必要がある場合は、当該事業年度末日までにその事由及び金額を明らかにし、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、予算の繰越を承認した場合は、その旨を予算責任者に通知する。

3 理事長は、前項の承認を行った場合には、次の理事会及び経営審議会においてこれを報告しなければならない。

第7章 その他

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年3月22日から施行する。